

八百津町における産業振興施策促進事項

平成31年 2月25日作成
八百津町

I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である旧八百津町の一部の久田見村、福地村、潮南村を産業振興施策促進区域とする。

II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、平成31年4月1日から平成37年3月31日まで行うこととする。

III. 産業の振興施策促進区域における産業の振興を図る上での課題

(1) 八百津町の産業の現状

(全般)

八百津町は、岐阜県の東南部、岐阜市から約43km、名古屋市から約45kmに位置し、北は白川町、七宗町、東は恵那市、西は美濃加茂市、可児市、川辺町、南は瑞浪市、御嵩町に接している。

広ぼうは、東西19.8km、南北11.2km、総面積128.79km²となっており、地勢をみると町の北側に飛騨川、南には木曾川が流れ、町の西部は海拔120m前後の河岸段丘に沿って住宅、農地が広がり、東部は海拔500mから600mの高原に集落が点在している。

本地域には国道418号や県道中野方・七宗線、県道恵那・八百津線などが整備されており地元住民の生活道として利用されている。本地域は面積のほとんどを森林が占めており、これまで水源のかん養、国土の保全等の重大な役割を果たしてきた。この豊富な資源を活かせるよう特に農業と林業が盛んに行われている。

人口においては、年々減少が続いておりその減少幅も大きくなってきている。また、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15~64歳)においても減少しているが、老年人口(65歳以上)は増加しており平成27年国勢調査によると高齢化率は36.6%と過去最高となっている。

産業構造においては、平成27年国勢調査によると第3次産業が最も多く、次いで第2次産業、第1次産業となっている。過去の国勢調査の数値と比較すると、どの産業においても

就業人口が減少しており、全分野における産業の衰退が見てとれる。

(農業)

平成 27 年の農家数 851 戸のうち専業農家は 48 戸 (6%) で、94%が兼業農家となっている。昭和 60 年に 665 haあった経営耕地は、平成 27 年に 171 haまで減少し、さらに、1 ha以上を経営する農家数は 20 件と農業経営は非常に低位であることを示している。

(林業)

林業については、森林面積は 10,291ha (民有林 10,144ha、国有林 147ha) であり、町の総面積の約 80%を占める。

(観光業)

町には、人道の丘 (杉原千畝記念館)、旧八百津発電所資料館などの特色ある施設や、雄大な木曾川の流れ、五宝滝、めいそうの森やフレンドリーパークおおひらなど水と緑に親しめる貴重な空間を有している。

(製造業)

八百津せんべい、栗きんとんなどの製菓業、こんにやくなどの食品製造、酒、味噌、酢などの醸造業といった地場産業が盛んで、平成 29 年の工業統計調査によると、製造業の事業所数は 50 事業所、従業者数は 1,955 人となっており、輸送用機械器具、プラスチック製品、金属製品、食料品製造が主要産業となっている。

(農林水産物等販売業)

農林水産物等販売業については、1 店舗立地しており、地元の農産物や特産品を販売している。平成 23 年より地元団体により運営されており、年間で約 4 万人の来客がある。

(2) 八百津町の産業振興を図る上での課題

[農業関連]

本地域の農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農家数の減少や就業者の高齢化、担い手不足、これに伴う遊休地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞など活力の低下が課題となっている。特にこれまでの基幹的作物である稲作が、米価の低迷等により、非常に厳しい状態にある。そのため、新たな地域特産品を開発・推奨し、加工品等に付加価値を加えて、儲かる農業へのシフトチェンジが必要となっている。

[林業関連]

農業に同じく林業従事者の高齢化や後継者不足、国産材需要の低迷などから森林の荒廃が進んでおり、水源涵養機能の低下や災害の発生などの危険性が高まっている。森林が将来にわたって適正に管理され、森林のもつ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林業生産基盤の整備や合理的・計画的な森林施業の促進に努めるとともに、森林空間の総合的利用に努める必要がある。

[地域資源を活用する製造業関連]

地場産業においては、中小企業や小規模企業などが多いことから、商工会や金融機関などと連携し、経営指導や小口融資等の有利な融資制度の利用促進を図り、事業の継続・継承、企業の体質強化を進める。さらに、新たな製品・商品の開発支援を行うことで売り上げや付加価値を高め、地場産業の振興を進める。

また、本地域では「白川茶」として卸し販売をしてきたことから、お茶製品としての評価は高いので、今後は販路拡大や、新商品の開発など、安定した収入を得るためのパイプ作りが必要になっている。

[農林水産物等販売業関連]

毎年 11 月に開催される産業文化祭は、八百津の物産等を販売・PR する一大イベントであり、町外・県外からの来場者で溢れる。八百津せんべいのジャンボせんべい焼き PR など、各地で開催される物産展等へも積極的に参加し、販売促進・PR に努めている。しかし、本町には町を貫通する幹線道路が一本も無く、いわば行き止まりの町となっており交通の流動が限られていることから、新しい商業施設の開設や今以上の顧客増員を図るには、よほど魅力ある商品開発やイベントの展開が必要である。

今後は、商店街の環境整備をはじめ、商工会等関係団体の育成強化と連携のもと、経営体質の強化や後継者の育成、空き店舗対策など、にぎわいのある空間づくりに向けた商店街の再生が求められている。さらに、他産業と連携した特産品の商品開発、魅力あるイベント戦略を展開しながら、販売促進を進めていく必要がある。

[6 次産業化関係関連]

新たな地域特産品開発を推奨し、加工品等付加価値を付けながら、町の風土を活かした農業へとシフトチェンジを図っていく。町内農産物のブランド化や加工品販売を行う 6 次産業化に積極的に取り組み、地域に活力を生み出し、新たな担い手の確保・雇用の創出を目指す。

また、産官学連携による再生エネルギー社会の構築を目指し、農林水産 6 次産業等の企業を促進するとともに、地場産業を利用した特産品の販売拡大に向け「八百津ブランド」の確立と商品 PR、新たな特産品の開発による起業化や新産業の創出に取り組む。

[その他]

- ・ 新エネルギーの導入が課題となっており、推進体制の整備、推進方策の調査・検討、施設・設備の整備等を行う必要がある。
- ・ 未利用・低利用の森林資源（間伐材等）の活用が課題となっており、推進体制の整備、推進方策の調査・検討、施設・設備の整備等を行う必要がある。
- ・ 域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置及び不均一

課税の活用を促進する必要がある。

- ・ 域内産業の連携による新産業分野の創出・起業家の育成が課題となっており異業種交流の促進、相談体制の整備等を行う必要がある。
- ・ 産業振興に資する人材の育成が課題となっている。

IV. 産業振興施策促進区域において促進すべき業種

農業、林業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

○八百津町

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害防止対策の実施
- ・ 農林水産業等の各種施設、設備の整備
- ・ 林道、作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置又は地方税の不均一課税の活用の促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 域内産業の連携による新産業分野の創出・起業家の育成のための施設・設備の貸与
- ・ 既存の商業事業者や団体の育成及び支援強化
- ・ 新規事業者の発掘を推進
- ・ 他市町村との交流によるイベント戦略を展開
- ・ 商品のパッケージ製作、観光 MAP、新商品開発、EC サイト構築

○岐阜県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 農林水産業等の各種施設、設備の整備支援
- ・ 林道、作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置の活用の周知
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進

○八百津町商工会

- ・既存の商業事業者や団体の育成及び支援強化
- ・新規事業者の発掘を推進
- ・町内イベント戦略の展開
- ・低利の融資制度の情報提供

○八百津町観光協会

- ・当該地域の PR 活動の強化
- ・町内イベント戦略の展開

○めぐみの農業協同組合

- ・研修等による人材育成
- ・農林水産物等販売業の推進のための施設整備、販売促進活動の強化
- ・各農家への営農指導

○八百津町森林組合

- ・林道、作業道の整備
- ・間伐等の森林整備の実施

○名古屋造形大学、岐阜大学

- ・商品のパッケージ製作、観光 MAP、新商品開発、EC サイト構築

○関係機関が連携して実施する取組

- ・6次産業化の推進体制の整備、販売促進活動の強化
- ・未利用、低利用の森林資源の活用に向けた推進体制の調査、検討
- ・関係機関との情報共有の推進

VI. 産業振興施策促進事項の目標

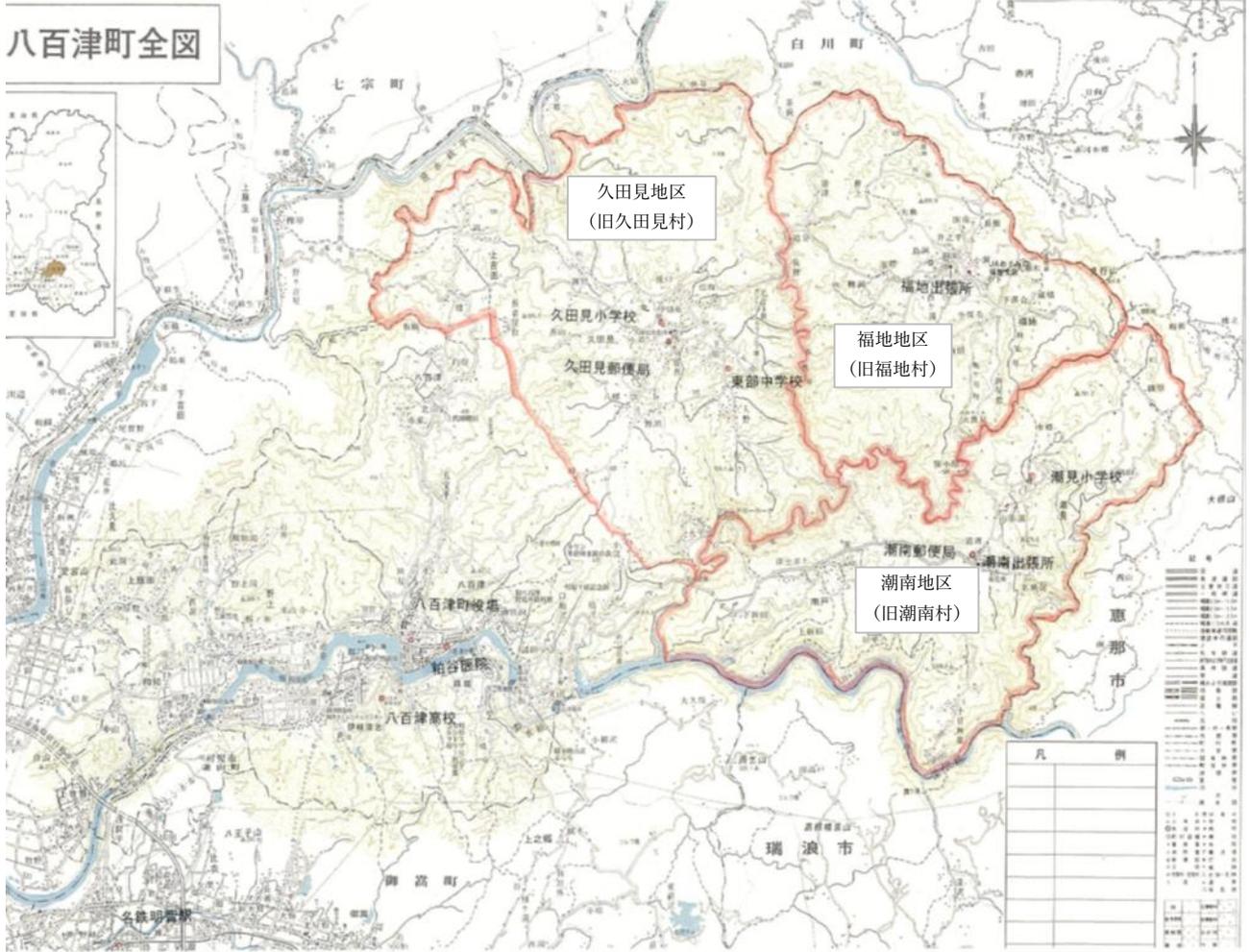
産業振興施策促進期間の終期までの目標は下記の通り。

	地域資源を活用する製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	1件 (500万円)	1件 (500万円)
新規雇用数	1人	1人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	1件 (60万円)	1件 (60万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	1件 (9万円)	1件 (9万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。

八百津町産業振興施策促進区域位置図

別添 1



八百津町振興施策促進事項 工程表

別添 2

事業		H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
振興すべき業種の振興を促進するために行う事業	①租税特別措置の活用推進	事業者による措置の活用					
	②地方税の不均一課税の活用推進	事業者による措置の活用					

- ①産業振興施策促進事項を取りまとめ、租税特別措置の活用を推進する。
- ②固定資産税（町）に係る不均一課税の活用を推進する。